

短期間の育児休業を取得した職員に対する期末・勤勉手当の取扱い

1 基本的な考え方

基準日前6か月以内の期間において育児休業をしている職員であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上ある場合は合算した期間)が1か月以下の職員については、基準日以前6か月以内における当該育児休業期間を除算しない。

2 具体例

- 基準日以前6か月以内の期間に1回取得
⇒承認期間が1か月以下の場合を除算しない

6/2	基準日 12/1 12/2	基準日 6/1
基準日以前6か月		基準日以前6か月
7/11~8/10 (1か月)		3/1~3/31 (1か月)
育休承認期間:1か月以下 ⇒ 除算しない		育休承認期間:1か月以下 ⇒ 除算しない

6/2	基準日 12/1 12/2	基準日 6/1
基準日以前6か月		基準日以前6か月
	11/25~12/24 (1か月)	
育休承認期間:1か月以下 ⇒ 除算しない		育休承認期間:1か月以下 ⇒ 除算しない

6/2	基準日 12/1 12/2	基準日 6/1
基準日以前6か月		基準日以前6か月
育休承認期間:1か月超 ⇒ 除算期間:11/25~12/1(7日) (期末:在職期間割合80/100) (勤勉:期間率95/100)	11/25~1/24 (2か月)	育休承認期間:1か月超 ⇒ 除算期間:12/2~1/24(1か月23日) (期末:在職期間割合80/100) (勤勉:期間率70/100)

- 基準日以前6か月以内の期間に2回取得
⇒承認期間を合算して1か月以下の場合を除算しない

6/2	基準日 12/1 12/2	基準日 6/1
基準日以前6か月		基準日以前6か月
7/1~7/10 (10日)	11/20~11/30 (11日)	
育休承認期間:1か月以下(計21日) ⇒ 除算しない		育児休業期間なし ⇒ 除算しない

6/2	基準日 12/1 12/2	基準日 6/1
基準日以前6か月		基準日以前6か月
5/30~6/10 (12日)	11/30~12/10 (11日)	
育休承認期間:1か月以下(計23日) ⇒ 除算しない		育休承認期間:1か月以下(11日) ⇒ 除算しない

6/2	基準日 12/1 12/2	基準日 6/1
基準日以前6か月		基準日以前6か月
5/30~6/10 (12日)	11/30~12/22 (23日)	
育休承認期間:1か月超(計35日=1か月5日) ⇒ 除算期間:6/2~6/10, 11/30~12/1(計11日) (期末:在職期間割合80/100) (勤勉:期間率95/100)		育休承認期間:1か月以下(23日) ⇒ 除算しない

※小枠内の○○/○○~○○/○○の表記は育児休業承認期間を表す。